

市第 125 号議案

横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部改正

横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市学校給食費の管理に関する条例（平成22年12月横浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条中「44,000円」を「50,600円」に、「55,000円」を「62,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市学校給食費の管理に関する条例の規定は、平成30年9月分以後の月分の学校給食費（横浜市学校給食費の管理に関する条例第2条に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同年7月分以前の月分の学校給食費については、なお従前の例による。

提 案 理 由

学校給食費を改定するため、横浜市学校給食費の管理に関する条

例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市学校給食費の管理に関する条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（学校給食費の額）

第5条 学校給食費の額は、法第3条第1項に規定する学校給食を受ける各幼児等の保護者等につき年額 $\frac{50,600 \text{ 円}}{44,000 \text{ 円}}$ （学校教育法に規定する特別支援学校の中学部にあつては、年額 $\frac{62,700 \text{ 円}}{55,000 \text{ 円}}$ ）を、特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食を受ける各幼児等の保護者等につき年額 $\frac{62,700 \text{ 円}}{55,000 \text{ 円}}$ を超えない範囲内において規則で定める額とする。